

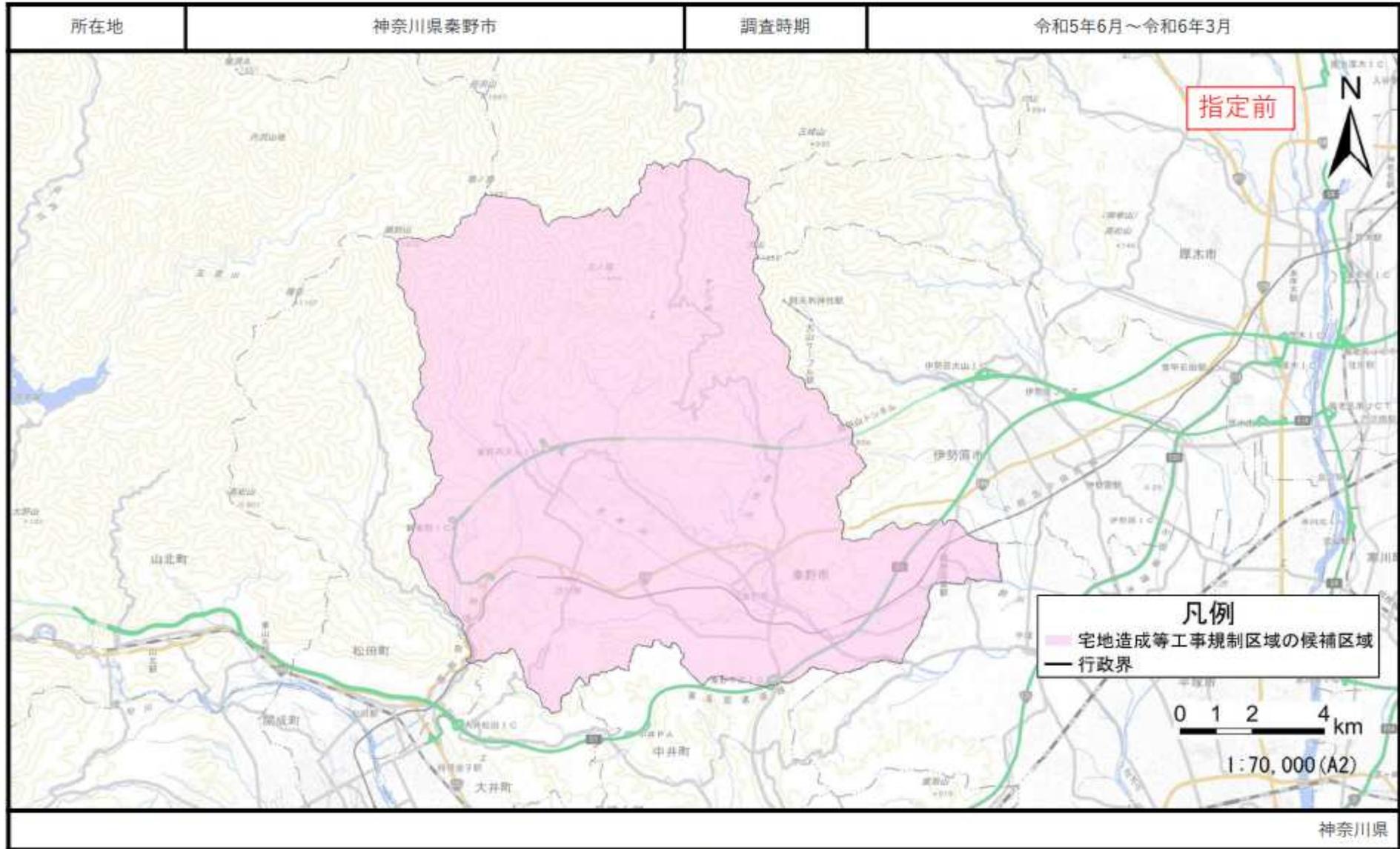
政策会議付議事案書 (令和7年1月7日)

提案課名 開発指導課

報告者名 近藤 悟

<p>事案名</p>	<p>秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要性</p>	<p>令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害（令和3年熱海市伊豆山土石流災害）での甚大な被害の発生を受け、危険な盛土等を土地の用途に関わらず、全国一律の基準で包括的に規制することを目的として、宅地造成等規制法が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改正され、神奈川県では、令和7年4月1日から都道府県知事許可による規制が開始されます。</p> <p>これにより、秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例の規制が盛土規制法に包含されるため、同条例を廃止するものです。</p>	
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>盛土規制法制定経過</p> <p>令和3年熱海市伊豆山土石流災害が発生したことを受け、令和4年3月1日に、危険な盛土等を全国一律包括的に規制することを目的として、盛土規制法案が閣議決定され、令和4年5月27日に改正、令和5年5月26日に施行されました。</p> <p>神奈川県では、この盛土規制法の施行を受け、盛土規制法第10条第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、盛土規制法施行から2年間の経過措置期間内である令和7年4月1日から秦野市内全域を宅地造成等工事規制区域として指定することとなっています。</p> <p>規制区域の指定日以後は、秦野市内での盛土等の行為について、盛土規制法による神奈川県知事許可の対象となります。</p> <p>※詳細は別紙資料のとおり</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止すること</p> <p>2 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止すること</p> <p>※詳細は別紙資料のとおり</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和7年3月 令和7年3月市議会第1回定例会に議案を提出</p> <p>令和7年4月 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例施行</p>	

宅地造成等工事規制区域の候補区域



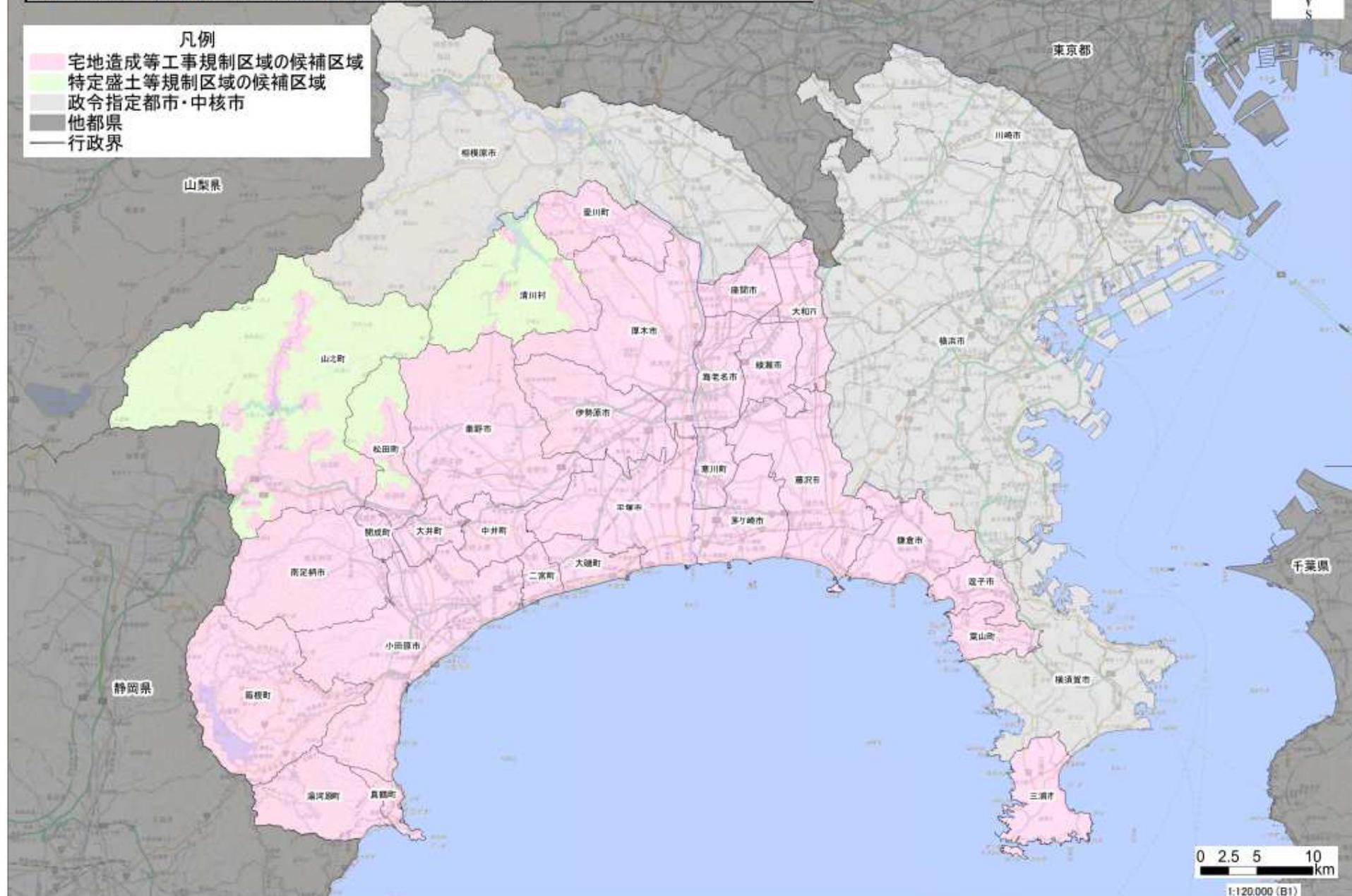
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHf 347」。「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

神奈川県 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)

指定前



- 凡例
- 宅地造成等工事規制区域の候補区域
 - 特定盛土等規制区域の候補区域
 - 政令指定都市・中核市
 - 他都県
 - 行政界



0 2.5 5 10 km

1:120,000 (B1)

『測量法に基づく国土利用図表等(第1)』(昭和三十九年三月三十一日現在)を基に作成された。本図表を複製する場合は、国土利用図表の表紙を再掲しなければならない。

盛土規制法運用開始にかかる盛土条例該当案件の扱いの検討資料

直近5年間の環境創出行為及び盛土条例取扱件数

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
①都市計画法該当(※1)	60件	46件	37件	61件	53件	257件
②まちづくり条例単独	21件	17件	20件	17件	18件	93件
③まちづくり条例単独かつ盛土条例許可案件	0件	0件	0件	0件	2件	2件
④盛土条例単独許可案件	2件	1件	0件	0件	1件	4件
開発指導課相談件数の総数	83件	64件	57件	78件	74件	356件

※1 都市計画法該当の257件については、盛土条例は適用除外

※2 直近5か年における開発指導課取扱い案件総数356件のうち、盛土条例の許可案件は6件
(内訳は、農地造成4件、分譲地造成1件、寄宿舍建設1件)

No.	造成後の土地利用	面積	切土	盛土	高さ
埋19-006	畑	2,696.04m ²	0m ³	3,161.35m ³	2.26m
埋19-009	畑	1,796.86m ²	0m ³	3,377m ³	3.07m
埋20-004	農地	6,137.16m ²	3,000m ³	0m ³	5.92m
埋23-003	農場ハウスによる農場事業	7,245.06m ²	1,225.75m ³	1,225.75m ³	1.19m
埋23-004	専用住宅4戸	712.91m ²	9.55m ³	263.22m ³	1.97m
埋23-011	寄宿舍建設	739m ²	128m ³	138m ³	1.37m

盛土規制法と盛土条例の規制対象行為比較

1 盛土規制法の規制対象行為と必要な手続

規制対象行為と必要な手続						
区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①~④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超、2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超、5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超、5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超、5m超となるもの(③、④を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、3,000㎡超となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

2 盛土条例の規制対象行為と必要な手続

	区域面積				
	300㎡未満	300㎡以上、500㎡未満	500㎡以上、1,000㎡未満	1,000㎡以上、3,000㎡未満	3,000㎡以上
原則	許可・届出不要	届出必要	許可必要	許可必要	許可必要
例	高さ1m以上、かつ土量500㎡以上の場合、許可必要	①高さ1m以上、かつ土量500㎡以上の場合 ②隣接地において1年以内に埋立て等が行われており、当該面積との合計が500㎡以上となった場合、許可必要	高さ1m未満、かつ土地勾配10%未満の場合、届出で可	なし	なし しかも、事前協議、地元説明会が必要
外					

盛土規制法と盛土条例の規制対象行為比較

		300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上
条例	手続	不要	届出	許可
	例外	高さ1m以上 かつ土量500㎡以上の場合 →許可	①高さ1m以上、かつ土量500㎡ 以上の場合→許可 ②隣接地において1年以内に 埋立て等が行われており、当 該面積との合計が500㎡以上 となった場合→許可	高さ1m未満、かつ土地勾配10%未満の場合 →届出で可（500㎡以上1,000㎡未満）
盛土規制法	手続	許可（※1以下の条件に該当する場合）		許可（※1または※2に該当する場合）
	※1	盛土の高さが1m超で崖を生じるもの ※地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地		
		切土の高さが2m超で崖を生じるもの ※地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地		
		盛土と切土を同時に行い、高さが2m超で崖を生じるもの ※地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地		
		盛土で高さが2m超となるもの		
※2	盛土又は切土をする面積が500㎡超となるもの			

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 7 年秦野市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

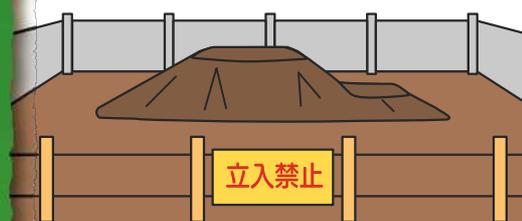
（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（次項において「旧条例」という。）第 5 条に規定する許可又は第 11 条第 1 項に規定する変更許可を受けて土砂埋立て等を行っている者に係る規制については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。ただし、これらの者が施行の日以後に宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可、同法第 16 条第 1 項の変更の許可を受けた場合はこの限りでない。
- 3 この条例の施行の日前になされた旧条例に基づく処分については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為及び前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

盛土等による災害を防ぐための、大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

令和5年

5月26日に施行され、

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等*による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きをいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



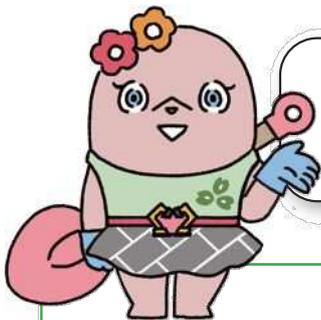
▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土砂の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土砂の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域が指定されます

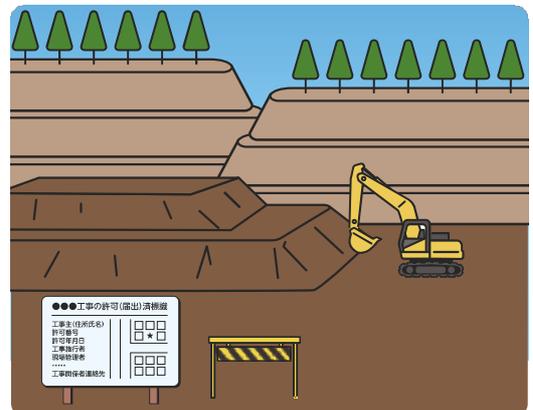
盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等*が盛土等を安全に保つ責務があります。



※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。



盛土等を規制する「規制区域」が指定されます

規制区域のイメージ

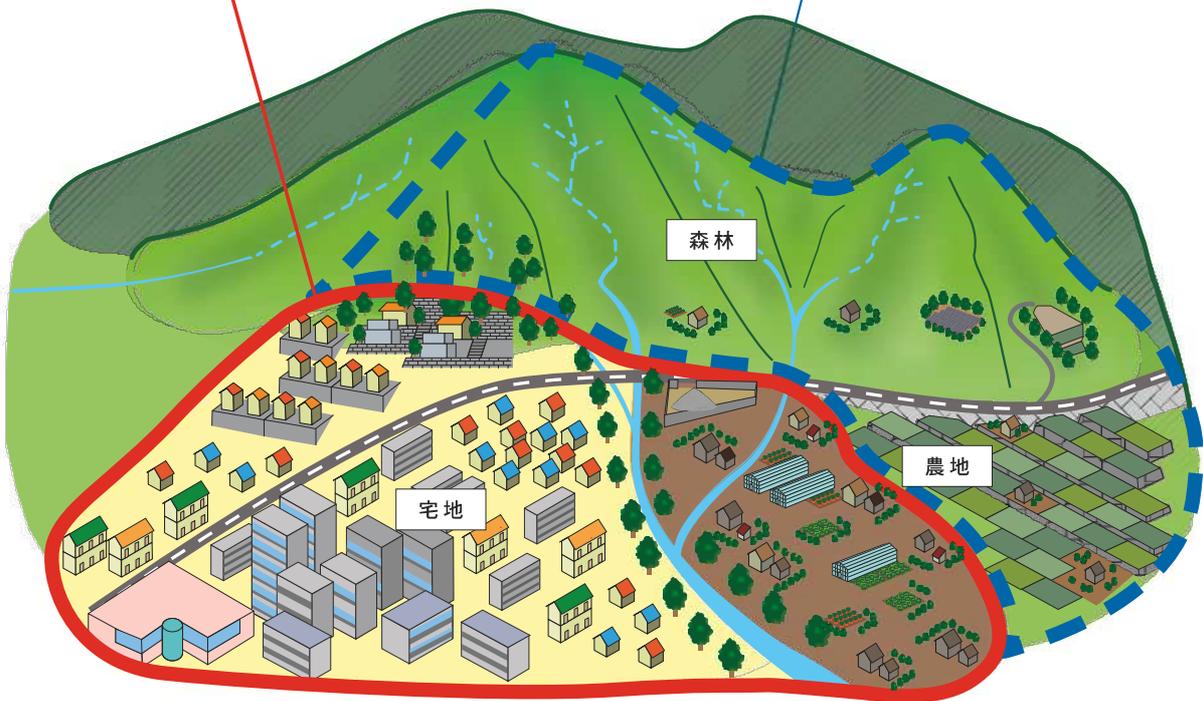
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県や市が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

規制区域の指定状況は、都道府県や市にご確認ください。





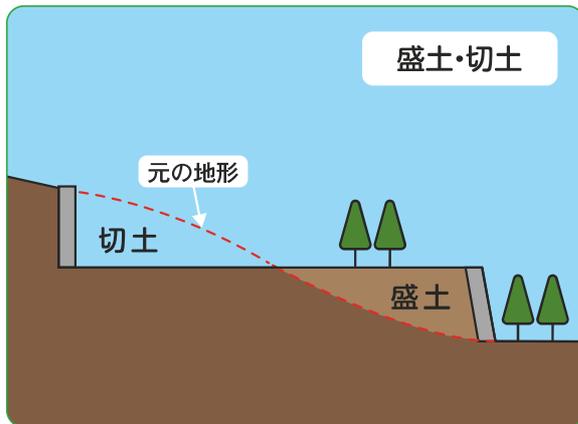
安全な盛土等をつくるために



主な規制対象

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県や市の許可が必要となります。

許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



盛土・切土

例えば…

- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



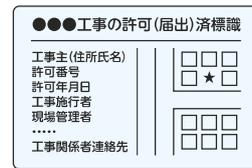
土砂の仮置き

例えば…

- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、**不正な盛土等を見つけやすくなります。**
標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、最寄りの都道府県や市までお知らせください。



許可を受けた盛土等の近くには、左上のような看板が設置されます。

都道府県や市が許可地の一覧を公表

工事主が周辺住民に事前周知

工事主が工事現場に標識を掲示

注意

[無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります]

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下





安全な盛土等とするための基準が定められています



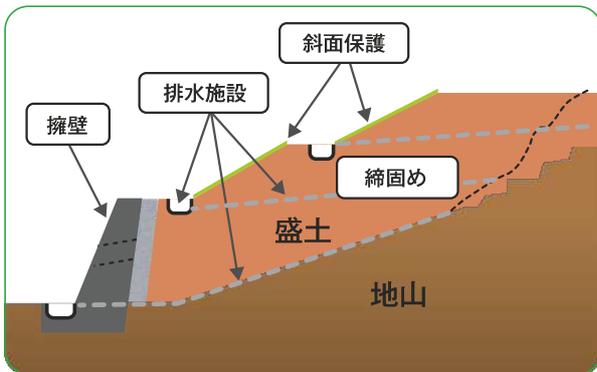
盛土等の安全基準

規制区域内で行われる盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させる必要があります。

< 盛土・切土 >

安全基準の例(盛土)

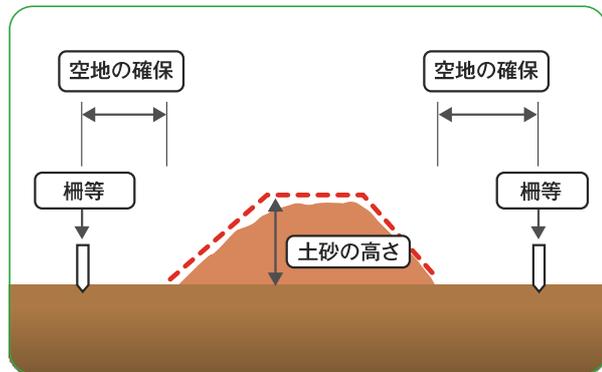
- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



< 土砂の仮置き >

安全基準の例

- ・土砂が流れないように地盤勾配
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知



許可申請・許可

- 許可基準への適合
許可基準
 - ▶災害防止のための安全基準に適合すること
 - ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
 - ▶工事施行者が必要な能力を有すること
 - ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること
- 都道府県知事等の許可
都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表



工事完了

- 完了検査
安全基準への適合について検査



工事着手

- 現場での標識掲出
工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示
- 定期報告*
工事の施行状況について、定期的に報告
- 中間検査*
工事完了後に確認困難となる工程について検査
※一定規模以上の盛土等が対象です。





盛土等を安全な状態に保つためには維持管理が重要です



重要!! 盛土等の維持管理

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

定期的に盛土等の状態を確認することが大切だね。

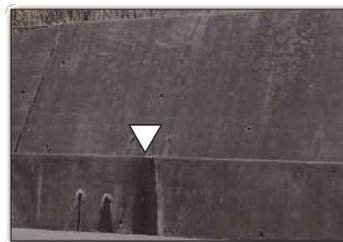


このような現象が見られる場合は注意が必要です!
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

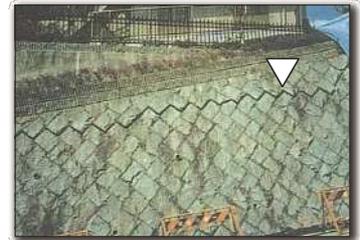
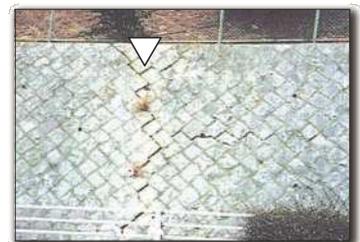
盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



重要!! 不法な盛土等の早期発見のために

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

不審な盛土等がないか、しっかり確認します。



盛土等についての Q&A



Q1 新たな法律はいつから施行されるの？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県や市が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の中か外かは、どうすれば分かるの？

都道府県や市のウェブサイトで確認することができます。



Q3 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要なの？

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

Q4 土地を買う時、不動産屋さんから説明があるの？

規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。



Q5 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられるの？

許可された場合はウェブサイト等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。ただし、まだ規制区域が指定されていない場合や許可対象外の工事である場合もあります。

Q6 以前から近くの山中にあやしい盛土があるけど、危険なの？

盛土に割れが出ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象が見られる場合は注意が必要です。まずは、都道府県や市の盛土担当部局までお知らせください。



盛土等の適正な管理で安全安心な暮らしを



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

自宅が盛土造成地に開発されたものかどうか、
調べる方法はある？

宅地を造成する場合、盛土と切土を組み合わせる手法が一般的です。このような盛土造成地のうち大規模なものについては、各地方公共団体のウェブサイトや以下のウェブサイトからマップ上で位置を確認することができます。

ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

※「重ねるハザードマップの地図を見る」→「すべての情報から選択」→「土地の特徴・成り立ち」→「大規模盛土造成地」を選択
大規模盛土造成地においては、大規模地震時に崖崩れや土砂の流出による被害が発生したケースもあり、ご自宅が大規模盛土造成地の上にある場合は、5ページのような擁壁の割れなどが生じていないかなど、盛土等に問題がないか留意することが必要です。

※大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。

他にも、地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) で
昔の航空写真と見比べる方法や、
自宅ができる頃から近所に住んでいる人に
聞いてみる方法もあるよ。



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

また、今後、都道府県や市による規制区域内の既存盛土の分布状況に関する調査結果についても、それぞれのウェブサイト等で公表される予定です。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>
林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



国土交通省



農林水産省



林野庁

土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

令和5年

5月26日に施行され、

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等^{*}による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土石の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等^{*}の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等^{*}が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に對する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

規制区域について

規制区域のイメージ

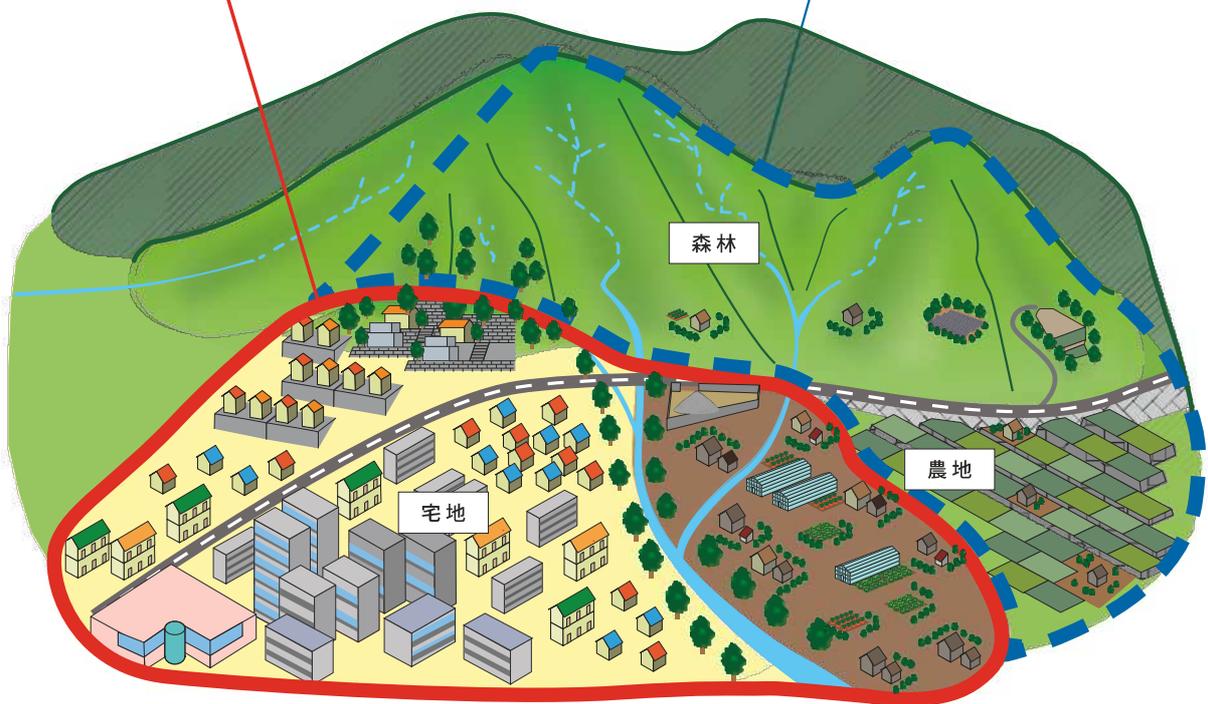
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

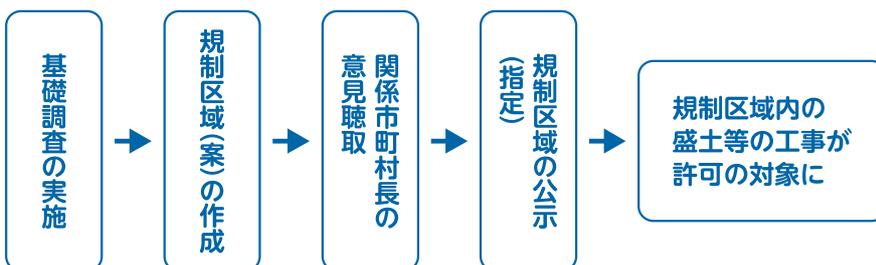
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができます。



規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化
 - * 宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
 - * 特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
 - * 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

(適用除外)

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

規制条件の
確認を!



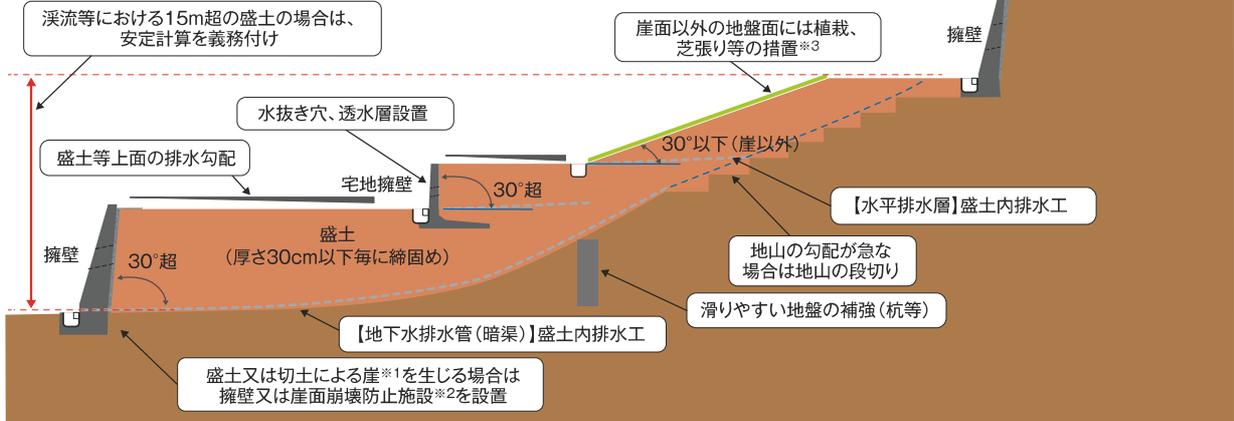
注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

規制対象の技術的基準

土地の形質の変更(盛土・切土)

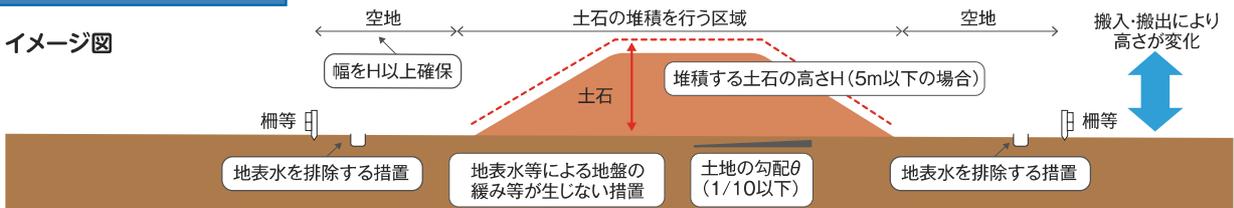
イメージ図(盛土)



※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製枠工等)は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
 ※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

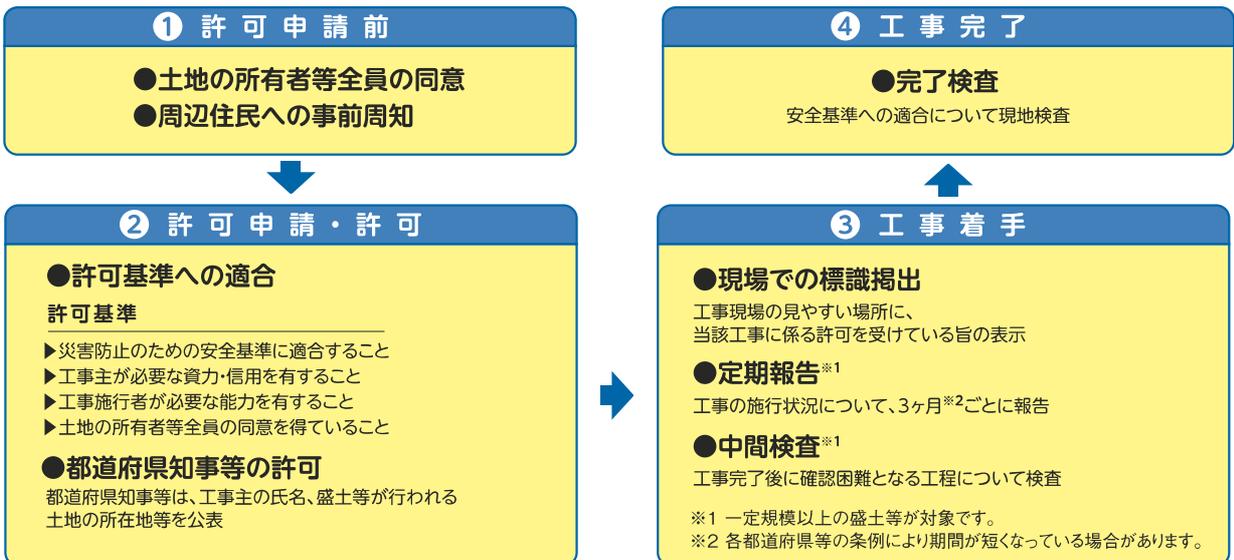
一時的な土石の堆積

イメージ図



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 ※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

許可申請から工事完了までの流れ



注意 規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出することが必要です。

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土等を安全に保つ責務

管理責任	盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。
監督処分	災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

不審な盛土等を発見したら、地方公共団体までお知らせください!

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

事業者の皆様におかれましても、不審な盛土等が行われている場所を発見したら、地方公共団体の盛土規制担当部局までお知らせください。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するため、ご協力をお願いします。





盛土等について Q&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。
ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか？

各都道府県知事等のウェブサイトを確認することができます。



Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか？

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。
許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。



Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

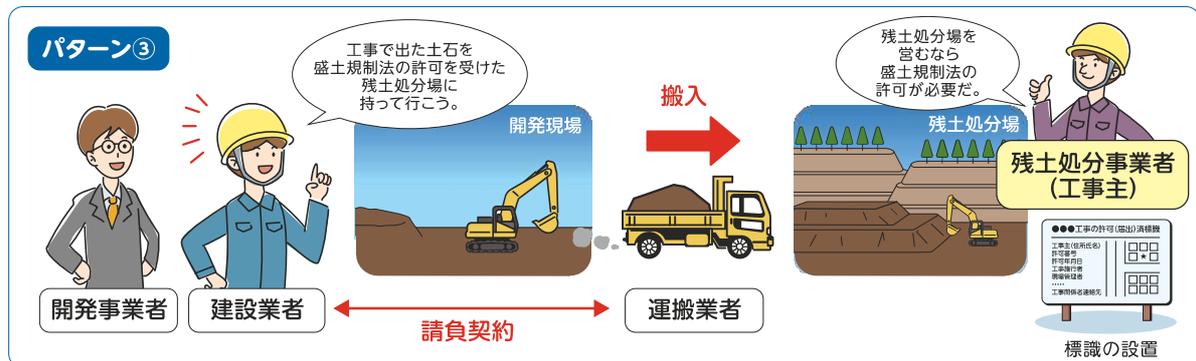
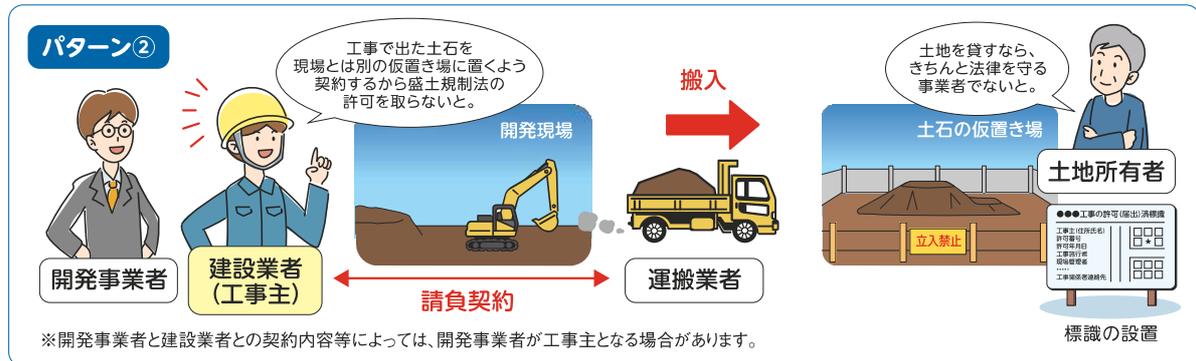
Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かをご確認ください!

盛土規制法に基づく規制区域が指定されたエリアでは、盛土等を行う工事主*が同法に基づく許可申請を行う必要があります。土砂等を扱う事業者間で必要な手続きを確認しましょう。

*宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。



注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
 農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>
 林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に福島国際研究教育機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の福島復興再生特別措置法第九十六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後八年を目途として、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況、福島国際研究教育機構における研究開発の実施状況、当該研究開発に従事する研究者等の雇用の状況その他の福島国際研究教育機構の業務の実施状況等を勘案して、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法の一部改正)

第五十条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

(行政事件訴訟法の一部改正)

第六十条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七十条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第八十条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

別表第二 独立行政法人地域医療機能推進機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構 福島復興再生特別措置法

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第九十条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

(復興庁設置法の一部改正)

第十条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「方針」の下に「又は計画」を加え、同条第二項第六号中「生活拠点形成交付金の配分計画に関する事」の下に「同法第八章に規定する福島国際研究教育機構に関する事」を加える。

第十五条第二項に次の一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法第百二十二条第四項、第百二十五条第六項又は第百六十六条第二項の規定により同法第百二十七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 慎久

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

環境大臣 山口 壯

宅地造成等規制法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十五号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針及び基礎調査(第三条―第九条)

第三章 宅地造成等工事規制区域(第十条)

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制(第十一条―第二十五条)

第五章 特定盛土等規制区域(第二十六条)

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制(第二十七―第四十四条)

第七章 造成宅地防災区域(第四十五条)

第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置(第四十六条―第四十八条)

第九章 雑則(第四十九条―第五十四条)

第十章 罰則(第五十五条―第六十一条)

附則

第一条中「に伴う崖崩れ」を、「特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ」に改める。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第一号中「森林」を「森林(以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。))」に、「以外」を「(以下「公共施設用地」という。))以外」に改め、同条第二号中「又は宅地において行う」を「(「行う盛土その他の」に改め、「宅地を宅地以外」の土地にするために行うものを除く。))」を削り、同条第七号中「宅地造成」の下に「又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。))」を加え、同条第九号とし、同条第六号中「宅地造成」の

下に、「特定盛土等若しくは土石の堆積」を加え、同条第八号とし、同条第五号中「造成主」を「工事主」に改め、「宅地造成」の下に、「特定盛土等若しくは土石の堆積」を加え、同条第七号とし、同条第四号中「宅地造成」の下に、「特定盛土等又は土石の堆積」を加え、「を」を「第五十五条第二項において同じ。」を「に改め、同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）をいう。

第二章 宅地造成工事規制区域」を「第二章 基本方針及び基礎調査」に改める。

第三条を次のように改める。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第十條第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六條第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五條第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三十條中「第十二條第二項」を「第十六條第二項又は第三十五條第二項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十一條とする。

第二十九條中「前三條」を「次の各号に掲げる規定」に、「場合においては、その」を「ときは、」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十五條 三億円以下の罰金刑

二 第五十六條第三号 一億円以下の罰金刑

三 第五十六條第一号、第二号若しくは第四号又は前三條 各本條の罰金刑

第二十九條を第六十條とし、第二十八條を削る。

第二十七條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）」を「第五條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第五條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）」を「第六條第一項」に、「者又は」を「とき、又は」に、「行つた者」を「行つたとき」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「第十五條」を「第二十一條第一項若しくは第四項又は第四十條第一項若しくは第四項」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の二号を加える。

四 第二十一條第三項又は第四十條第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十五條（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十七條第六号及び第七号を削り、同条を第五十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十九條 第四十九條の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章の章名及び第二十六條を削り、第二十五條を第五十四條とし、同条の次に次の章名及び三條を加える。

第十章 罰則

第五十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項又は第十六條第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

二 第三十條第一項又は第三十五條第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

三 偽りその他不正な手段により、第十二條第一項、第十六條第一項、第三十條第一項又は第三十五條第一項の許可を受けたとき。

四 第二十條第二項から第四項まで又は第三十九條第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2 第十三條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いずして当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。）は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第一項若しくは第四項、第十八條第一項、第三十六條第一項若しくは第四項又は第三十七條第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二 第十九條第一項又は第三十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十三條第一項若しくは第二項、第二十七條第四項（第二十八條第三項において準用する場合を含む。）、第四十二條第一項若しくは第二項又は第四十七條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四條第一項（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七條 第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の三條を加える。

第五十一条（緊急時の指示）
 第五十一条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

（都道府県への援助）

第五十二条 主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（主務大臣等）

第五十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

第六十三条中「第十八条」を「第二十四条」に改め、「又はその命じた者若しくは委任した者」を削り、「第十九条」を「第二十五条」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の章名及び一條を加える。

第九章 雑則

（標識の掲示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第二十二條第一項中「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に、「占有者」を「占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）」に改め、同条第二項中「同項の造成宅地又は掘壁等の所有者」を「占有者又は占有者（以下この項において「及び」という。）」を削り、「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等」に、「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項から第七項まで」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十一条を第四十六条とする。

第五章を第八章とする。
 第二十条第一項中「この法律」を「基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律」に、「関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七條第二項において同じ。）」に、「居住者その他の者」を「居住者等」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同条第三項中「第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七項まで」を「第十条第二項から第六項まで」に改め、第四章中同条を第四十五条とする。

第四章を第七章とする。

第十九条中「宅地造成工事規制区域内における宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「当該土地」を「当該土地」に改め、第三章中同条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「又はその命じた者若しくは委任した者」を「は、に、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで」を「第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで」に、「必要がある場合においては」を「に必要な限度において、その職員に」に、「当該土地」を「当該土地」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「検査する」を「検査させる」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条第一項中「宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成」を「宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等」に、「又は」を「若しくは」に、「不完全である」を「不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不完全である」に、「ときは、宅地造成」を「ときは、宅地造成等」に、「当該宅地」を「当該宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「占有者」を「占有者（次項において「土地所有者等」という。）に、「又は地形」を「地形」に、「改良」を「改良又は土石の除却」に改め、同条第二項中「同項の宅地又は掘壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）」を「土地所有者等」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「前項の災害」を「同項の災害」に、「変更」を「変更又は土石の堆積」に、「宅地所有者等」を「土地所有者等」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項から第七項まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条の見出し中「宅地」を「土地」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「宅地造成（宅地造成工事規制区域を「宅地造成等（宅地造成等工事規制区域）」に、「以下次項、次条第一項及び第二十四条」を「次項及び次条第一項」に、「宅地」を「土地」に改め、同条第二項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「宅地」を「土地」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「造成主」を「工事主」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地以外の土地を宅地」を「公共施設用地を宅地又は農地等」に改め、「第八条第一項本文若しくは」を削り、「若しくは」を「若しくは」に改め、同条第四項中「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）」に改め、「第八条第一項本文若しくは」を削り、「許可」を「若しくは」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する事項が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第十五条を第二十一条とする。
 第十四条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「工事」を「工事」に改め、第八條第一項若しくは第十二條第一項の規定に違反して第八條第一項本文若しくは第十二條第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九條第一項の規定に適合していないものを「次に掲げる工事」に、「造成主」を「工事主」に、「に」に対して「（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して」に、「措置」を「措置（以下この条において「災害防止措置」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事
- 二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
- 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事
- 四 第十四条第三項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されている土石が除却されていないと認められた土地

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

第十四条第四項中「同項に規定する者」を「工事主等」に、「これらの者」を「当該工事主等」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当するときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

第十四条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「（完了検査等）」に改め、同条第一項中「第八条第一項本文」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項」に、「場合においては、国土交通省令」を「主務省令で定める期間内に、主務省令」に、「第九条第一項」を「第十三条第一項」に、「受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「工事が第九条第一項」を「工事が第十三条第一項」に、「国土交通省令」を「主務省令」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事に係る第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

第十三条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県知事は、第一項の検査において、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

第十二条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「宅地造成等」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「第八条第二項及び第三項並びに前三条」を「第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項」に改め、同条第四項中「一次」を「次条から第十九条まで」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

第十二条を第十六条とする。

第十三条の見出しを「（許可の特例）」に改め、同条中「指定都市又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市を含む。以下この条において同じ。」が、宅地造成工事規制区域」を「指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「国又は都道府県」とは「これらの者と」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等については当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

第十一條を第十五条とする。

第十條の見出しを「許可証の交付又は不許可の通知」に改め、同条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

第十條に次の二項を加える。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

第九條の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「工事は」を「工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ）」に改め、同条を第十三条とする。

第八條の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「行われる宅地造成」を「行われる宅地造成等」に、「造成主」を「工事主」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

第八條第二項中「前項本文」を「前項」に、「に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定」を「が次に掲げる基準」に、「は、同項本文」を「又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反している」と認めるときは、同項一に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主が当該宅地造成等に関する工事を完了するために必要な資金及び信用があること。

三 工事施行者が当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

第八條第三項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第八條を第十二条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

第十三條の章名中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同章を第四章とし、同章の次に次の二章を加える。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きい第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受けた日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)
- 第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二十一条に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)
- 第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しは、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。
- (条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)
- 第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。
- (許可証の交付又は不許可の通知)
- 第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。
- (許可の特例)
- 第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす。
- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。
- (変更の許可等)
- 第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の第二項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。
- (完了検査等)
- 第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積された全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の承認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の承認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都道府県知事等が定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認められる場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で定め、当該特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告については、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認められる場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。（監督処分）

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会を付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかなる場合に限り、弁明の機会を付与を行わずに、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。（工事等の届出）

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けるときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行うとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(土地の保全等)

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積(特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ)に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要と認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置をとることを勧告することができる。
(改善命令)

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のために必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大いいと認められる場合において、その災害の防止のために必要と認め、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。
(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む)、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第七項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
3 第七項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(報告の徴収)

第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。
第七條第一項中「指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市、以下この条及び第九條において同じ」は、第四條第一項又は第五條第一項を「は、それぞれ指定都市又は中核市、以下この条及び第九條において同じ」を「とき」に改め、同條第二項中「若者」を「若者が」に改め、同條第三項中「場合において」を「とき」に改め、同條を第八條とし、同條の次に次の一条及び一章を加える。
(基礎調査に要する費用の補助)

第九條 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この章及び次章において「宅地造成等」という)に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。
2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならず、都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれ大きい第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六條第一項中「第四條第一項」を「第五條第一項」に改め、同條第二項中「行おう」を「行おう」に改め、同條第三項中「場合において」を「とき」に改め、同條第七條とする。
第五條の見出し中「障害物」を「基礎調査のための障害物」に改め、同條第一項中「さく等(以下)を「欄その他の工作物(以下この条、次條第二項及び同号において「試掘等」に「与えようとする」を「与える」に改め、同條第二項中「行なおう」を「行おう」に改め、「までに」の下に「その旨を」を加え、同條を第六條とする。
第四條の見出しを「基礎調査のための土地の立入り等」に改め、同條第一項中「又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため」を「(指定都市又は中核市の区域内の土地)については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十條を除き、以下同じ)は、基礎調査のために委任した者に立ち入らせる」を「とき」に「立ち入る」を「自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせる」に改め、同條第二項中「その旨を」を「その旨を当該」に改め、同條第三項中「建築物が所在し、又ははかき、さく等」を「建築物が存し、又は垣、欄その他の工作物」に改め、同條第五項中「又は所有者」を削り、同條を第五條とする。
(基礎調査)

第四條 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項、次條第一項、第十五條第一項及び第三十四條第一項において「指定都市」という)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項、次條第一項、第十五條第一項及び第三十四條第一項において「中核市」という)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市、第十五條第一項及び第三十四條第一項を除き、以下同じ)は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六條第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五條第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査(以下「基礎調査」という)を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ)に通知するとともに、公表しなければならない。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域(以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日(第三項において「施行日」という。)から起算して二年を経過する日(その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「新法」という。))第十條第四項の規定による公示がされた新法第四條第一項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日)までの間(次項において「経過措置期間」という)は、なお従前の例による。

2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事については旧法第八條第一項本文(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項又は第二項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十二條第一項の規定による指定がされている造成宅地防災区域(以下この項において「旧造成宅地防災区域」という。)の指定の効力及び解除並びに旧造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置については、施行日から起算して二年を経過する日(その日までに新法第四十五條第三項において準用する新法第十條第四項の規定による公示がされた新法第四條第一項の都道府県の区域内にある旧造成宅地防災区域にあつては、当該公示の日の前日)までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法第十條第一項の宅地造成等工事規制区域及び新法第二十六條第一項の特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の規定の施行の状況等を調査し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)
第六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第八十八條第四項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八條第一項本文若しくは第十二條第一項」を「第十二條第一項、第十六條第一項、第三十條第一項若しくは第三十五條第一項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の二十六の次に次の一条を加える。

(宅地造成及び特定盛土等規制法の特例)

第百十五條の二十七 第七十六條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設等の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十二條第一項又は第三十條第一項の規定により許可を要するものをしよとする場合における同法第十五條第一項(同法第十六條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第三十四條第一項(同法第三十五條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同法第十五條第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて」第十二條第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは、「第十二條第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」と、同法第三十四條第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することにかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三條第一項及び第三十一條第一項の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一條第一項若しくは第三項、第二十七條第一項、第二十八條第一項又は第四十條第一項若しくは第三項の規定による届出を要するものをしよとする場合におけるこれらの規定の適用については、同法第二十一條第一項及び第四十條第一項中「日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより」とあるのは「ときは、遅滞なく」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十一條第三項及び第四十條第三項中「その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより」とあるのは「あらかじめ」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十七條第一項中「当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該工事について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十八條第一項中「前条第一項の規定による届出」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百十五條の二十七第三項の規定により読み替えられた前条第一項の規定による通知」と、「当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く)をしよとする」とあるのは「当該通知に係る事項の変更をする」と、「当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該変更について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」とする。

4 第一項及び前項の規定により読み替えられた宅地造成及び特定盛土等規制法第十五條第一項、第二十一條第一項若しくは第三項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十四條第一項又は第四十條第一項若しくは第三項の規定による通知を受けた者は、同法第二條第五号に規定する災害の防止のため必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができ。

(森林・林業基本法の一部改正)
第八条 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十條第三項中「昭和二十九年法律第八十四号」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)」を加える。

第九条 (都市計画法の一部改正)

第九条 都市計画法の一部を次のように改正する。
第三十三条第一項第七号の表宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三十三条第一項の宅地造成工事規制区域の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第三十三条第一項の宅地造成工事規制区域」を「第十條第一項の宅地造成等工事規制区域」に、「第九条を「第十三条」に改め、同項の次に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為(宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模(同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模)に限る)に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること
----------------------------------	---	------------------------------------

第三十三条第一項第十二号及び第十三号中「又は」を「当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。又は」に改め、「開発行為」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに」を加える。
(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十條 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中「昭和三十六年法律第八十三号」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)」を加える。
(都市再生特別措置法の一部改正)

第十一條 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八十一條第一項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。
第八十七條の二第一項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、第五章までを「第四章まで、第七章及び第八章」に改め、同条第四項中「宅地造成等規制法第七條、第九條及び第十一條」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第四條、第八條、第九條、第十三條、第十五條第一項、第十八條第四項及び第十九條第二項」に、「同条」を「同法第十五條第一項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改める。
(国土交通省設置法の一部改正)

第十二條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号中「建設業法」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)」を加える。

農林水産大臣 金子原二郎
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
防衛大臣 岸 信夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

御名 御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十六号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

第一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二節 農地中間管理機構の事業の特例等(第七條―第十一條の十)」を「第三節 農地中間管理機構の事業の特例等(第七條―第十一條の十)」に、「第十四條の十二」を「第十五條」に改め、「第十五條」を削り、

八条(第二十一條) 農用地利用集積計画の同意手続の特例(第二十一條の二―第二十一條の五)を「第二節 利用権の進(第二十二條) 設定等の促進(第十八條―第二十二條の八)に、「促進等(第二十七條)を「促進(第二十六條の二―第二十八條)に、「第二十八條」を「第二十九條」に改める。
第四條第一項中「とは」の下に「第二十二條の八を除き」を加え、同項第一号中「含む。以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項第一号中「農用地について」を「第十九條第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一號)第二條第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)」及び第七條各号に掲げる事業の実施による農用地について」に、「移転又は」を「移転」に改め、「以下の移転」の下に「又は農作業の委託」を加え、「土地について」を「土地についての」に改め、「以下」利用権設定等促進事業」というを削り、同項第三号中「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業」を削る。
第五條第二項中「目標」の下に「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」を加え、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
第五條第三項中「平成二十五年法律第百一號」を削り、同条第六項中「この項において」を削る。
第六條第二項第五号イを次のように改める。
イ 第十八條第一項の協議の場の設置の方法、第十九條第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四條第三項第一号に掲げる事業に関する事項
第六條第二項第五号中二を削り、ホをニとし、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用関係の改善」を「効率的かつ総合的な利用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
第六條第六項中「第十三條の二第四項」を「第十三條の二第七項」に改める。
第七條中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。」を削り、同条第三号中「農地所有資格法人」及び「をいう。以下同じ。」を削る。
第十條第一項第二号及び第三号中「次条」を「次条第一項」に改める。
第十一條中「及び第二項」を削り、「第三十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第一項の農用地利用集積等促進計画には、第七條各号に掲げる事業に関する事項を含めることができる。この場合における農地中間管理機構についての同法第十八條第二項並びに第五項第一号及び第二号の規定の適用については、同条第二項第一号中「農地中間管理権の設定等又は」とあるのは「農地中間管理権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号八中「農地中間管理権の設定等」とあるのは「農